

福島第一原子力発電所事故による農畜産物の出荷停止並びに風評被害に対する補償に関する緊急要請

東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質による農畜産物汚染が拡大する中で、政府は食品衛生法の暫定基準値を超える放射性物質が検出されたことから、原子力災害対策特別措置法に基づく措置として福島県産の原乳及びホウレンソウ、ブロッコリー、キャベツなどの野菜の出荷停止を指示いたしました。

大地震の被害に続き、放射性物質の汚染による出荷停止と風評被害が拡大し、出荷制限になった農畜産物以外でも買い手がつかず返品や売買契約の破棄、販売拒否などが相次いでおり、農業者は先行き不透明さからくる不安とやり場のない怒りに包まれております。

酪農では、牛乳の出荷ができず、廃棄処分をしているだけでなく、収入が全く途絶えた中で、飼料代や燃料代、人件費などの支払いを余儀なくされており、経営を続けることができないところまで追い込まれております。

また、和牛や養豚、養鶏など、畜産経営も同様の危機的状況にあります。

さらに、肥料や農薬、燃料、労力など、多額の経費をかけて作っているのか、という判断の時期を迎えております。

については、国民の安全確保を図るとともに、日本農業を守り、農業者が希望を持って安心して農業を続けることができるよう、次の事項について国に対し強く要請願います。

- 1 農畜産物の出荷停止及び風評被害により被害を受けている生産者並びに関連事業者に対し、速やかに補償条件等を明示し、今後の再生産活動、事業活動に支障がない十分な補償、支援を実施すること。
- 2 暫定基準値を超える農産物が検出された場合に、県単位で出荷制限するのではなく、科学的根拠を基にした地域別の出荷制限とすること。
- 3 農産物の検査基準と範囲・方法を明確にし、放射線の測定、被曝実態の把握、検査体制を強化するとともに、食の安全を確保するために情報公開を徹底し、流通機関や消費者に周知を行い、不安解消、風評被害防止に努めること。
- 4 今後の米や野菜などの作付けに対する農家の不安を解消するため、国として早急に指針を示すとともに、放射線の影響範囲にある農地については、数多に拠点の実態調査を行い把握に努めるとともに、同一土壌による検証栽培を行い適切な指導にあたり、合わせて作付けしなくても補償の対象とするよう手立てを講じること。